

第 号
年 月 日

様

堺市長



堺市保育士等就職促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度 堺市保育士等就職促進事業補助金
について、堺市保育士等就職促進事業補助金交付要綱8の規定に基づき、下記の理由により堺市
保育士等就職促進事業補助金を交付しないことを決定したので、通知します。

記

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か
月以内に、堺市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6
か月以内に、堺市を被告として提訴することができます。